

意見書

平成 24 年 7 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 650-0027

(ふりがな)

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) でいいえすえるじぎょうしゃきょうぎかい

氏名 DSL 事業者協議会

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 6 月 26 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

平成 24 年 3 月 29 日 情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、「答申」という。)において「分岐単位接続料設定の適否については、別添に記載した検討結果を踏まえ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理されました。

光配線区画の拡大に関しては、一定程度の効果はあるものと推測されるものの、1 ユーザ単位での競争が可能となるわけではなく、また、エントリーメニューに関しては、3 年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、これらの施策により答申にある「多様な事業者の F T T H サービス市場への参入の弾力化」が実現できるかについては、疑問を持たざるを得ません。

なお、光配線区画拡大についても、利用開始時期が平成 26 年度以降であること、拡大版の配線区画における分岐端末接続料が高額になることおよびその配線区画の提供に係るシステム開発費が拡大版の配線区画の利用事業者負担となることを考慮すると、どの程度の効果があるか不透明なままです。

総務省殿におかれましては、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。

【各論】

エントリーメニューについては、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ F T T H サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会において、エントリーメニューの利用可能性について事業者確認が行われた際、我々地域の D S L 事業者は、利用意図がないことを回答しています。

我々地域の D S L 事業者が、今後も I C T による地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう D S L 同様に 1 ユーザ単位で競争可能な接続料設定を改めて要望します。

以上